

解体工事特則仕様書

平成 13 年 4 月 制定
平成 14 年 6 月 改定
平成 17 年 6 月 改定
平成 17 年 11 月 改定
平成 23 年 10 月 改定
平成 26 年 3 月 改定
令和 3 年 3 月 改定
令和 5 年 6 月 改定

まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課

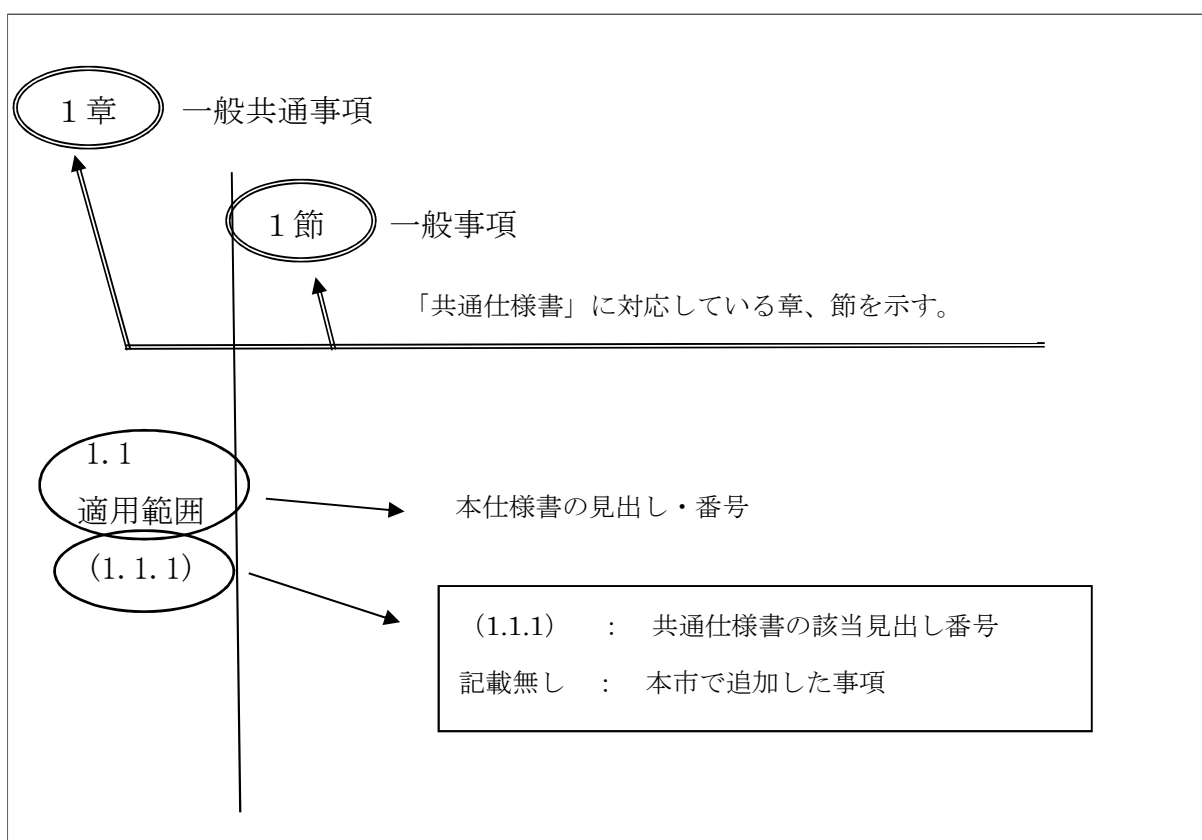
目 次

本仕様書について	1
1章 各章共通事項	2
2章 仮設工事	7
3章 解体施工	8
6章 アスベスト含有建材の除去及び処理	9
別表1	10
資料1	12

本仕様書について

本仕様書は、川崎市工事請負契約約款（以下「約款」という。）に定める仕様書の一部として、「建築物解体工事共通仕様書（平成 31 年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）（以下「共通仕様書」という。）に定められた各事項について追加、補足等の補完をしたものである。

1 本仕様書の構成



1 章 各章共通事項

1 節 一般事項

1.1
一般事項
[1.1.1]

- 1 解体工事特則仕様書(以下「本仕様書」という。)は、まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課が発注する建築物、工作物及び建築設備等の解体工事に適用する。
- 2 本仕様書に定めのない事項は、法令、本市条例・規則及びその他の規定によること。
- 3 全ての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は、次の(1)から(5)の順番のとおりとし、現場内に常備すること。
 - (1) 質問回答書 (下記(2)から(5)に対するもの)
 - (2) 特記仕様書 (図面記載のもの)
 - (3) 図面
 - (4) 本仕様書
 - (5) 建築物解体工事共通仕様書・同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部)

1.2
用語の定義
[1.1.2]

- 1 「監督員」とは、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 川崎市請負工事監督規程(以下「監督規程」という。)第2条第4号による総括監督員、主任監督員及び一般監督員
 - (2) 監督規程第6条第1項により、工事の監督業務を委託された者
- 2 共通仕様書の監督職員は、前項の監督員と読みかえる。

1.3
工事实績情報の
作成及び登録
[1.1.4]

- 1 請負金額が500万円以上の工事において、受注時、登録内容の変更時及び工事完成時に工事实績情報として(一財)日本建設情報総合センターの様式に従い、「工事实績データ」を作成し、監督員に確認を受けた後、標準仕様書の期間内に登録申請を行う。
- 2 請負金額が500万円未満から、契約変更により500万円以上となった場合は、工事实績情報の登録対象とする。
- 3 請負金額が500万円以上から、契約変更により500万円未満となった場合は、工事实績情報の変更手続きを行うこと。

1.4
書面の書式及び
取扱い
[1.1.5]

- 1 工事関係書類提出リストを別表1に示す。適用は監督員と協議による。
- 2 工事現場における適正な施工体制を確保するため、公共工事の受注者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、建設業法に定める施工体制台帳及び施工体系図を作成することとし、以下の内容を記載する。
 - (1)建設業法第24条の7第1項及び建設業法施行規則第14条の2、第14条の4及び第14条の6に掲げる事項
 - (2)台帳の作成方法等は、「施工体制台帳の作成等について(建設省経建発第147号)」を参考とする。
 - (3)社会保険の加入状況、外国人建設就労者及び外国人技能実習生の従事の有無について、記載漏れ等ないように十分注意する。

1.5
軽微な変更

3 下請契約書（下請契約金額を必ず記載）の写し並びに施工体制台帳及び施工工体系図は、現場に備えるとともに以後、新たな下請負人及び再下請負人の選定にあわせ、完了時まで随時、監督員に提出する。
軽微な変更は、監督員の指示によって行うこと。この場合は、請負金額の増減はしない。

1.6
特許権の有無
確認（1.1.11）

発注図（参考図含む）に基づく工事材料、施工方法等の選定に当たっては、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象の有無について確認すること。

1.7
火災保険等

1 約款第 58 条に定める保険は、次に掲げる保険とする。ただし、当該保険の対象工事が無い場合はこの限りでない。

- (1) 火災保険
- (2) 建設工事保険
- (3) 土木工事保険
- (4) 貨物運送保険
- (5) 組立保険
- (6) 請負業者賠償責任保険
- (7) 労働災害総合保険（使用者賠償委任保険、法定外補償保険）

2 保険期間は、原則として着手期限の日から完成期限後 14 日までとする。

3 第 1 項の(1)の保険の保険金額は、契約金額とする。

4 第 1 項の(2)、(3)の保険の保険金額は、賠償責任等を履行するために必要な金額とする。

5 保険契約の締結後、遅滞なくその証券の写しを監督員に提出すること。

1.8
建設業退職金
共済制度

建設業退職者共済制度の履行確保のため、履行対象となっている工事については、「建設業退職金共済の履行確保に関する取扱要領」（財政局契約課）を遵守するものとする。

2節 工事関係図書

1.9
施工計画書
[1.2.2]

着手に先立ち、次に掲げる事項を記載した施工計画書を作成し、監督員に提出すること。

- 1 工事概要
解体建物の概要（現況写真）、現場組織図
- 2 施工計画
 - (1) 解体手順、解体工法、使用機械及び作業人員
作業主任者の資格者証の写し（適宜）
例：コンクリート破砕器作業主任者、地山の掘削作業主任者、
土止め支保工作業主任者、足場の組立て等作業主任者、
コンクリート造の工作物解体等作業主任者、石綿作業主任者
 - (2) 実施工程表、作業時間等
- 3 仮設計画図
 - (1) 仮設物の配置計画図
 - (2) 仮設物の安全対策
 - (3) 騒音、振動、粉塵等の防止対策

- (4) 工事関係車両の交通対策
- (5) その他
- 4 安全管理計画等
 - (1) 重機・車両災害防止対策、墜落落下防止対策、防火対策ほか
 - (2) 工事関係車両の誘導員の配置計画
 - (3) 緊急連絡組織表
 - (4) 建設廃棄物処理計画
 - ア 再生資源利用（促進）計画書
 - イ 「産業廃棄物収集運搬業許可証」及び「産業廃棄物処分業許可証」の写し
 - ウ 現場から積替・保管施設、中間処理施設又は最終処分場までの運搬経路地図
 - エ 中間処理施設、最終処分場に関する現地確認写真
 - オ 「建設廃棄物処理委託契約書」（収集運搬及び処分）の写し
 - カ その他監督員が指示した資料
- 5 地下埋設物等の措置

1.10
工事写真
[1.2.3]

工事写真の撮影方法については、「営繕工事写真撮影要領（国土交通大臣官房官庁営繕部整備課制定）」及び「工事写真撮影ガイドブック（建築工事編及び解体工事）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。

3節 工事現場管理

1.11
測量杭、境界杭等に対する措置
[1.3.6]

- 測量杭、境界杭等に対する措置は、以下のように行う。
- (1) 既存の測量杭、境界杭等は、敷地の内外を問わず監督員の指示がない限り、移設・除去又は埋設してはならない。
 - (2) 工事中に破損・損失のおそれのある境界杭及び特に監督員が指示する杭については、1箇所につき、原則として、4個以上の引照点を設け、これらを良好に維持管理する。

1.12
ダンプトラック等の過積載防止
[1.3.7]

施工に伴う土砂・工事用資材等（以下「土砂等」という。）を運搬するダンプトラック等の使用に当たっては、交通事故及び交通災害の防止に努めるとともに、次の事項を遵守すること。

- (1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
- (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
- (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係にあるダンプトラック事業者が過積載を行っている又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

※不表示車とは、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）」第4条における表示義務違反者とする。

1.13
特定自動車の
規制及び
エコ運搬制度
[1.3.7]

(5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

(6) 請負者は、土砂等の運搬に当たり、ダンプトラック等を使用するときは、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に照らして、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進するなど、過積載の防止及び交通安全の確保に努めなければならない。

1 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」(平成9年 条例第35号)に基づく特定自動車を使用する場所には、当該条例に適合若しくは猶予期間内の特定自動車であることを確認すること。

2 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)に規定するエコ運搬制度について、「環境に配慮した運搬制度(エコ運搬制度)取組実施の手引き」(環境局交通環境対策課)に基づき、建設資材等の運搬車両を運行すること。

なお、以下の項目を優先して実施すること。

(1) エコドライブ及び貨物等の運搬に係る自動車へのエコドライブを行う旨の表示を行うこと。

(2) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第79条の2第2号に定める車種規制不適車を使用しないこと。

(3) 低公害・低燃費車を積極的に使用すること。

1.14
施工中の安全確
保及び環境保全
[1.3.8]
[1.3.9]

1 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等に従ってこれを行うこと。

2 解体用の建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月建設省告示第1536号)に基づく低騒音型建設機械として指定された建設機械を使用すること。また、解体工事にあたっては、騒音規制法及び振動規制法に従い、事前に届出等の手続きを行い、定められた基準値及び時間帯の範囲内で工事を行うこと。

3 工事現場への車両の出入りにあたっては、必要に応じて専従交通誘導員を配置し、公衆の通行に支障を与えないようにすること。

4 解体時におけるコンクリート及び解体材等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有するネットによる養生、仮囲いの設置、散水等を十分に行うほか、工事車両及び周辺道路の清掃に努めること。

5 施工にあたっては、騒音・振動を抑制するため、必要に応じて防音パネル等の設置、重機の低速走行及びふるいわけ作業の振動低減等に配慮すること。

6 解体工事時にガスバーナ等を用いてボイラーのオイルタンクやアスファルト防水層の近くを切断する等爆発や火災発生の危険性がある場合には、工事前に所轄の消防署へ連絡し適切な措置を講じること。また、現場内での焼却処分は一切禁止する。

1.15
近隣住民等への
配慮
[1.3.9]

7 作業環境の改善や作業現場の美化等に努めること。

工事を施工する際に近隣住民に迷惑を及ぼさないよう、次の(1)から(8)について監督員と協議し、最大の配慮をしなければならない。

- (1) 搬入・搬出については、指定された道路を使用し、監視員、誘導員等を配置して安全確保に十分留意すること。
- (2) 付近の民家等には損傷を与えぬよう十分留意すること。万一損傷を与えた場合は、監督員に報告の上、請負者の負担において速やかに修復すること。
- (3) 付近の道路及び側溝等に損傷を生じさせた時は、速やかに修復すること。
- (4) ほこり防止対策として、十分な散水を行い、道路等の汚れた箇所については、常に清掃を行うこと。
- (5) 作業時間は、原則として午前8時から午後6時までとし、日曜日、祝日は休みとすること。ただし、週休2日制確保モデル工事（4週8休以上の現場閉所）はこの限りではない。なお、特別の事由により変更する場合は、事前に監督員の承諾を受けること。
- (6) 大型車両の運行は、原則として児童の登下校時間を避け、また、必要な場合は、所轄の警察の許可を得て通行すること。
- (7) 周辺道路に工事関係の車両及び工事材料を置かないよう十分注意すること。
- (8) 工事車両は、アイドリングストップに努めること。

1.16
発生材の処理等
[1.3.10]

1 次の要綱等により、適切に処理すること。

- (1) 「川崎市建設副産物取扱要綱」（建設緑政局技術監理課）
- (2) 「川崎市建設副産物取扱要領」（同上）
- (3) 「川崎市建設副産物取扱基準」（同上）
- (4) 「指定工場（特定建設資材廃棄物等の再資源化処理施設）登録リスト」（同上）
- (5) 「川崎市浮島指定処分地建設発生土受入要綱」（港湾局庶務課）
- (6) 「建設廃棄物の適正管理の手引き」（環境局廃棄物指導課）

2 建築副産物の搬出及び再生資源等の利用は、原則として次のとおり行う。

- (1) 建設副産物の工事現場からの搬出
 - ア アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、路盤廃材については、指定工場に搬出する。
 - イ 建設発生木材（伐木・除根材を含む）については、指定施設※に搬出する。
※「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」で定める指定事業者が設置する再資源化施設
 - ウ 指定処分地等に建設発生土を搬出する場合は、指定処分地等の定め

に応じて、建設発生土の検定試験を実施し検定試験表を作成し、写しを監督員に提出すること。

(2) 再生資材等の利用

工事目的に要求される品質等を考慮した上で、再資源化施設を利用する。なお、再生骨材等及び再生加熱アスファルトは、指定工場を利用する。

3 再資源化により得られた仮設資材を積極的に使用するよう努める。

4 コンクリート削孔に伴い発生するコンクリート殻、濁水及び濁水に含まれる削孔くずについては「廃棄物処分計画」に処理方法を具体的に記載すること。

5 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置が必要な時は、「特別管理産業廃棄物管理責任者講習修了者」を配置すること。

6 蛍光灯・水銀灯・ナトリウム灯は、リサイクル処分とすること。

7 PCB使用電気機器等は、「PCBの取扱い、保管、管理について」（巻末資料1）に基づき、適切に処理すること。

1.17
電気等の料金

電気、上下水道等の使用料金は、引渡しの日までに精算しておくこと。

1.18
表示板の設置

工事概要(工事内容・工期・連絡先等を記載した工事用看板)を近隣住民に見える場所に掲示すること。

5節 施工

1.19
契約不適合責任期間

契約不適合責任期間については、約款第57条に定めるもののほか、第44条によるものを含み、表1.18による。

表 1.18 契約不適合責任期間

工事種別	契約不適合責任期間
解体工事	6 カ月

6節 工事検査及び技術検査等

1.20
技術検査
[1.6.2]

技術検査（中間技術検査）は、次の規定等に基づき実施する。

- (1) 「川崎市請負工事検査規定（昭和43年訓令第5号）」
- (2) 「川崎市請負工事中間検査実施要領」（財政局検査課）

2章 仮設工事

2節 騒音等の養生その他

2.1

工事機械器具は、故障、危険等のないよう常に手入れする。特に、電気使

工事機械器具	用において危険度の高い移動用工事機器類には、原則として、漏電遮断器を使用する。
2.2 騒音及び振動測定等 [2.2.1]	<p>解体工事によって発生する騒音・振動を工事期間中、連続測定し、発生する騒音・振動を把握する。 測定実施の有無については特記による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 測定に先立ち、測定計画書を提出し監督員の承諾を得る。 2 解体工事で発生する騒音や振動のレベルは、解体作業の内容によって変動するので、騒音や振動の最大レベルの測定漏れが生じないように、工事の全期間にわたって連続測定・記録する。 3 工事によって発生する騒音及び振動のレベルが確実に測定できるように、敷地境界線上に測定点を設ける。ただし、測定点の位置、箇所数については、特記による。 4 測定機器の選定は、監督員との協議による。 5 解体工事によって発生する騒音・振動の大きさの評価は、時間率レベルの最大値とする。 6 騒音及び振動の監視並びに測定の記録を分析及び考察し、監督員に報告書を提出する。
2.3 散水等 [2.2.1]	解体工事で、ブレーカー、穿孔機、破碎機、圧砕機等を稼働する時は、専用の散水設備を近くに設け、直接粉じん発生部に常時散水を行う。
2.4 足場等 [2.2.2]	<ol style="list-style-type: none"> 1 足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 2 工事着手前に足場の種類及び設置方法等について、監督員と協議しなければならない。

3章 解体施工

3.1 事前措置 [3.2.1]	<p>2節 事前措置</p> <p>建築物等の解体施工に先立ち、特別管理産業廃棄物（PCB等）、アスベスト含有建材又は特殊な建設副産物等について、設計図書及び全住戸内を目視により調査し、製品名、製造所名、製造年等を確認し、処理及び回収計画について監督員に報告する。なお、PCB（ポリ塩化ビフェニル）の混入等が確認された機器については資料1を参照のこと。</p>
3.2 躯体の解体 [3.8.2]	<p>8節 躯体</p> <p>工事区域が狭小等により、解体する部分が工事現場の境界線から水平距離が5m以内で、かつ、地盤面から高さ7m以上にあるとき、周囲その他危害防止上必要な部分に落下物による危害を防止するための措置を講じること。また、それにより階上解体とする場合、重機の重量、積載荷重、重量サポー</p>

トの設置の有無等や受注者等のこれまでの施工実績をもとに、躯体の安全性を検討し、監督員と協議を行うこと。

9 節 基礎及び杭

3.3
杭等の残置
[3.9.2]

杭を残置する場合は、杭の種別・杭径、杭の位置、杭頂部高さ等の記録を整備し、監督員に提出する。その他の地下埋設物等の残置についても同様な記録を整備し、監督員に提出する。

3.4
地盤改良土等の
土質試験

杭の引抜き工事等における地盤改良及び改良土の再利用においてセメント及びセメント系固化材を使用した場合は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」により土質試験を実施し、土壤環境基準以下であることを確認すること。

12 節 地下埋設物及び埋設配管

3.5
地下埋設物及び
埋設配管
[3.12.1]

着手に先立ち、解体建物及び周辺の給排水管、ガス管、ケーブル等の公共の埋設物や架空線等の支障物の有無及び位置を十分調査し、その埋設物や架空線等の取り扱いについて、それらの管理者及び関係機関並びに監督員と協議し、処理・防護等の措置を行うこと。

6 章 アスベスト含有建材の除去及び処理

1 節 共通事項

6.1
施行一般
[6.1.2]

「川崎市建築物等の解体等作業におけるアスベストの飛散防止ガイドライン」(川崎市環境局環境対策部大気環境課 令和5年4月)及び「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」(国立研究開発法人建築研究所・日本建築仕上材工業会 平成28年4月28日)に基づき適切な飛散防止の措置を講じた上で、アスベストを処理すること。

【別表 1】 工事関係書類提出リスト（本仕様書 1.4）

書類（各1部）	備考	
A：契約締結前		
1	建設リサイクル法第12条に基づく説明用の書面 （説明書、分別解体等の計画等）	建設リサイクル法対象の場合
2	建設リサイクル法第13条に基づく書面 （解体方法、費用、再資源化等）	建設リサイクル法対象の場合 契約課提出用。一覧にない施設 へは搬出できないので注意。 （変更契約を要します。）
B：契約締結直後		
1	工事請負契約書（写し）	
2	契約保証証券＋約款（原本）	
3	各種保険証券＋約款（写し）	
4	前払金保証証券＋約款（原本） 請求書・支払金口座振替依頼書	前払金適用時のみ提出
5	工事着手届	契約規則第14号様式
6	現場代理人・主任技術者等設置（変更）届	契約規則第18号様式
7	工事工程表	
8	中間前払金の選択に係る届出書	
9	特別管理産業廃棄物管理責任者修了証	必要に応じ提出
10	電子納品事前協議チェックシート	電子納品ガイドライン（建築 編・建築設備編）（まちづくり 局版 平成22年12月）
C：契約後～工事中		
1	工事実績情報 登録内容確認書	1.3 参照
2	建設業退職金共済証紙購入状況報告書 （建設業退職金共済証紙購入状況報告書未提出等理由書）	1.7 参照
3	山留工事等施工計画概要書	現場開始3日前までにまちづ くり局建築審査課に提出
4	休暇取得計画・実績書	週休二日制モデル工事の対象 工事
5	施工体制台帳及び施工体系図（写し）	下請契約締結ごとに提出
6	施工計画書	1.8 参照
7	再生資源利用（促進）計画書及びシステム入力データ	
8	安全関係書類	組織表、新規入場者教育報告 書、安全教育実施記録、安全パ トロール、KY活動記録、災害防 止協議会活動記録、使用機械、 車両等点検整備記録、足場・支 保工点検記録、等 現場備付け（適宜確認）
9	特定建設作業実施届出書	必要に応じ提出
10	事前調査結果の説明資料	特定粉じん搬出等作業を伴う 建設工事（特定工事）に関する 事前調査結果の説明 「川崎市建築物等の解体等作

		業におけるアスベストの飛散防止ガイドライン」
11	土砂等運搬協議書	必要に応じ、道路公園センターに提出。「土砂等運搬協議要綱」
12	工事報告書（月報）（工事工程表・工事写真）	翌月始に提出
13	材料搬入報告書・納品伝票・出荷証明書・カタログ・品質証明等	必要に応じ提出
14	官公署届出書類（写し）	
15	緊急時連絡先	閉庁日、長期休暇前
16	工事延期願	必要に応じ提出
17	週休二日制確保モデル工事変更届	工期の1ヶ月前まで 「川崎市週休二日制確保モデル工事試行実施要領（建築工事編）」
18	事故報告書	
D：中間金請求時		
1	既成部分検査願	内払いのとき
2	請求書・支払金口座振替依頼書	
3	中間前払金認定請求書	中間前払い金のとき
4	工事履行報告書	中間前払い金のとき
E：完成時		
1	工事完成届	契約規則第11号様式
2	工事引渡書	契約規則第17号様式
3	請求書・支払金口座振替依頼書	
4	工事実績情報 登録内容確認書	
5	建設業退職金共済証紙受払簿・建設業退職金共済証紙貼付実績報告書	契約課ホームページからダウンロード
6	完成図（柵、地中埋設物、残置物、設備を明示）	用紙は指示による
7	工事作業日報（工事車両・運搬車両台数、交通誘導員数も記載）	
8	再生資源利用（促進）実施書及びシステム入力データ	
9	「産業廃棄物管理票（マニフェスト）A, B2, D, E」（写し）、集計表	検査時はマニフェスト原本用意
10	土砂等運搬完了報告書	
11	工事写真	
	ア 工事着手前の現場全景・周辺	（クと対比できるもの）
	イ 解体建築物等の現況	
	ウ 仮囲い・安全設備等仮設物	
	エ 各工程 （重機類・地中障害物・杭・基礎類は特に入念に撮影すること）	
	オ 解体に使用する機械	
	カ 発生材運搬車両の積み込み時・積み下ろし時	
	キ 最終処分場	
	ク 整地後の現場全景・周辺	（アと対比できるもの）
ケ 地中埋設物、残置物、設備の状況（完成図に対応する写真）		
12	電子納品対象図書電子データ（CD-R）「川崎市電子納品要領」（川崎市）及び「電子納品ガイドライン」（川崎市まちづくり局）による。	
13	その他監督員が指示するもの	

※ 原則として、検査時にはA4縦判のファイルに綴じて提出すること。

【資料 1】 PCB（ポリ塩化ビフェニル）の取り扱い、保管、管理について

PCB（ポリ塩化ビフェニル）の混入等が確認された機器（トランス、コンデンサ、照明器具安定器等）の取り扱い（撤去または取替え）、保管、管理について、次のとおり定める。

■法令上の取り扱い

- ① 使用済みのポリ塩化ビフェニル（PCB）の混入等が確認された機器は、廃棄物処理法の、『特別管理産業廃棄物』の中の『特定有害産業廃棄物』に指定された『PCB汚染物』（金属くず）に該当するため、通常の廃棄物よりも厳しい規制を受ける。
- ② 『特定有害産業廃棄物』のうち『廃PCB等』及び『PCB汚染物』については、事業者が処理施設に運搬されるまでの間、特別管理産業廃棄物保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管しなければならない。
- ③ 『事業者』とは、第一義的に『使用設備の所有者』をいう。

■保管、管理について

特別管理産業廃棄物の保管については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により『特別管理産業廃棄物保管基準』が定められている。

1 PCB廃棄物の保管基準について（規則第8条の13第1号）

- (1) 保管は、周囲に囲いが設けられていること。（規則第8条の13第1号イ）

〔 容易に人が立ち入ることのないようにすること。
倉庫や保管庫など、施錠できる場所が望ましい。〕

- (2) 見やすい箇所に必要事項が記載された縦及び横が60cm以上の掲示板を設けること。

（規則第8条の13第1号ロ）

ア 産業廃棄物の保管の場所である旨

イ 保管する産業廃棄物の種類（PCB汚染物等）

ウ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

(3) 保管の場所からPCBが飛散し、流失し、及び地下に浸水し、並びに悪臭が発散しないような措置を講ずること。(規則第8条の13第2号)

(4) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。(規則第8条の13第3号)

(5) PCB汚染物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。(規則第8条の13第4号)

(6) PCB汚染物等は、容器に入れて密封すること等PCBの揮発の防止のために必要な措置及び高温にさらされないために必要な措置を講ずること。

(規則第8条の13第5号イ)

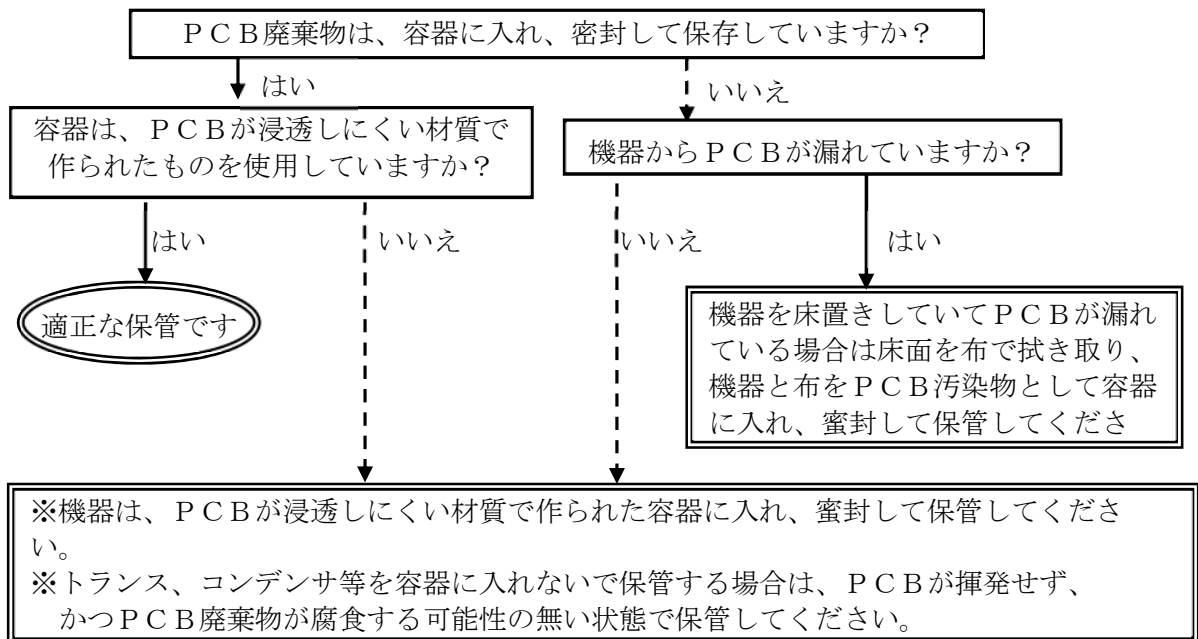
(4)、(5)、(6)を含め、ドラム缶などの密閉容器で保管することが望ましい。
〔ボイラー室など高温にさらされる場所は、避けた方が望ましい。〕

(7) PCB汚染物等の腐食の防止のために必要な措置を講ずること。

(規則第8条の13第5号ロ、ハ)

2 保管状況の確認について

次の図に示すような形態で定期的に保管状況を確認し、適正に保管されていない場合は、保管基準に適合するよう必要な措置を講じてください。



3 表示、掲示板等について

(1) PCB廃棄物を収容した容器には、見やすい箇所に耐久性のある材質のラベルなどを用いて、図-1に示すような表示をすること。

(2) PCB廃棄物の保管場所には、見やすい箇所に耐久性のある材質を使用した縦横60cm以上の図-2に示すような表示をした掲示板をもうけなければならない。

(3) 「PCB」は、赤字で表示してください。ただし、地が赤色である場合は、この限りではない。

(4) PCB使用電気機器の表示

使用中、使用済みを問わず、PCB使用電気機器には、耐久性のある材質に図-3の表示をしたラベルを見やすい箇所に貼ること。

※ 掲示板及びラベルの製品は、(社)日本電気協会及び各地方電気協会販売している。



図-1



図-2



図-3

4 保管容器について

トランス・コンデンサ・安定器

小型のものであれば密封できるケミカルドラム又は金属製のドラム缶等を利用することも

できるが、大型のもので、かつ、PCBが漏れ出している場合などは、専用の容器を作成するなど密封できる措置を講じること。

なお、腐食していないトランス、コンデンサ等であって容器に入れないで保管せざるを得ない場合は、PCBが揮発しない措置及びPCB等が腐食しない措置を講じた後、腐食する可能性の無い状態（湿気の少ない、遮光された専用の倉庫、保管庫など）で保管すること。

トランス・コンデンサ等については、保安容器の有無に関わらず機器が一台ずつ識別できるように番号を付して管理すること。安定器については、個体に番号を付すのが難しい場合は保管容器ごとの番号でも差し支えない。

また、保管場所は、点検用の通路等を確保し、定期的にPCB廃棄物の状況を確認できるようにすること。

5 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

PCB廃棄物を保管している又は保管することになった事業者は、PCB廃棄物を適正に保管・管理をするために、当該事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。（廃棄物処理法第12条の2第8項）

6 毎年の届出と保管（使用）状況等の変更に伴う諸手続きについて

PCB廃棄物の保管事業者は、PCB特別措置法により各種の届出が義務付けられています。また、川崎市では、PCB使用電気機器の適正な管理を推進するために、PCB使用電気機器の使用状況等に関する諸手続き等が定められている。

- (1) PCB廃棄物に関する毎年の届出
- (2) PCB廃棄物について変更があったとき
- (3) PCB廃棄物を処理したとき、処理を委託したとき

※5 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置（変更）の報告、6 毎年の届出と保管（使用）状況等の変更に伴う諸手続きその他、詳細については「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正管理の手引き」（環境局生活環境部廃棄物指導課 平成29年10月）を参照